

## 第8章 コンクリートダム

### 第1節 適用

#### 8-1-1 適用

岡山県土木工事共通仕様書第9編第1章コンクリートダムの規定によるものとする。

### 第2節 一般事項

#### 8-2-1 適用すべき諸基準

適用すべき諸基準については、岡山県土木工事共通仕様書第9編第1章第2節適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない

- |                         |                 |
|-------------------------|-----------------|
| (1) 土地改良事業計画設計基準・設計「ダム」 | 農林水産省農村振興局      |
| (2) 多目的ダムの建設            | (一財) ダム技術センター   |
| (3) グラウチング技術指針・同解説      | (一財) 国土技術研究センター |
| (4) ルジオンテスト技術指針・同解説     | (一財) 国土技術研究センター |